

## 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく処分の公表について

### 1 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法律」という。）における公表の考え方

法律の立法背景に存在する、太陽光発電設備からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗被害の増加と被害品が特定金属くず買受業者に売却されている状況については、全国的に社会問題となっている。

法律の規制対象業（特定金属くず買受業）が不適切に行われ、営業停止の処分を受けている特定金属くず買受業者に対して、誤って特定金属くずが持ち込まれ買取りが行われるなどすることは、窃盗等の被害者の財産及び社会全体の公益を損なうことから、県民の適切な業者選択の機会を確保し、その財産保護のため、必要な情報提供を行うことを目的として、法律に基づく処分の公表を行う。

### 2 法律に基づく処分の公表基準

#### （1）公表の対象となる処分

法律に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。

営業停止命令（法律第12条）

#### （2）公表の方法

公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け

イ 千葉県警察のホームページへの掲載

#### （3）公表の期間

公表の期間は、当該営業停止期間とする。

別記様式

|                  |                      |       |
|------------------|----------------------|-------|
| 被<br>処<br>分<br>者 | 届 出 番 号              | 第 号   |
|                  | 氏 名 又 は 名 称          |       |
|                  | 代 表 者 の 氏 名          |       |
|                  | 処分に係る営業所の<br>名称及び所在地 |       |
| 処 分 年 月 日        |                      | 年 月 日 |
| 処 分 内 容          |                      |       |
| 処分理由・根拠法令        |                      |       |